平成２３年（フ）第１０５５１号
埼玉県鴻巣市吹上富士見２丁目２―12
破産者　花岡　数夫
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６５１号
東京都大田区南蒲田３丁目７―19―103
破産者　亀田　真希
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７６０号
東京都中野区白鷺２丁目13―３―306
破産者　小川　重文
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７６１号
東京都中野区白鷺２丁目13―３―306
破産者　小川金華こと　**杨**　　金**华**
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８２５号
東京都八王子市北野町584番地30
破産者　有限会社濱廣水産
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８２６号
東京都八王子市大楽寺町260　第２クローバーハイツ102
破産者　御調　俊郎
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８４０号
東京都渋谷区笹塚１丁目20―２―301
破産者　石田華乃子（旧姓内山）
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８４４号
千葉県市川市塩焼２丁目10―14　アーバンハイツＬＡ―202
破産者　渡邉　崇洋
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８４５号
千葉県市川市塩焼２丁目10―14　アーバンハイツＬＡ―202
破産者　渡邉　夏美
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８６７号
神奈川県座間市相模が丘４丁目46―４
破産者　中原　邦雄
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９３８号
神奈川県横浜市青葉区田奈町１―26―206
破産者　碓井　　守
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９６８号
東京都品川区南大井３丁目33―12―301
破産者　茂田井正晴
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０４７号
東京都葛飾区東新小岩７丁目27―７―102
破産者　大内　盛雄
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０７７号
東京都豊島区高田２丁目７番２号　レジディア目白406、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区高田２丁目７番２号　パシフィックレジデンス目白406
破産者　有限会社ＫｙｏＰｒｏ
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０７８号
東京都豊島区高田２丁目７―２―406
破産者　松本　京也
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０９６号
神奈川県大和市中央林間４―10―７、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区青葉台２丁目35―８―102
破産者　加藤　知一
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１３２号
東京都江東区佐賀２―10―10―102、住民票上の住所大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町６丁目３―11
破産者　ＳＴＵＤＩＯ　ＲＥＥＦこと　川口　剛司
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１３６号
神奈川県川崎市中原区下小田中１丁目19―20―105
破産者　須長　輝雄
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１４６号
神奈川県横浜市磯子区丸山１丁目26―27―508
破産者　和田　哲也
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１４７号
東京都新宿区中落合１丁目12―16―505
破産者　前原美智子
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１７３号
東京都台東区千束４丁目30―７
破産者　高橋　雅宏
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１７７号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼４丁目17―８―702
破産者　山村　眞由
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部